

【平成22年度第1回かまくら人権施策推進委員会会議録】

1 日 時：平成22年11月5日（金）午後1時30分～2時30分

2 場 所：鎌倉市役所 822 会議室

3 出席者：菊谷秀子委員、桑田純代委員、中村千恵子委員、松原康雄委員、
安富潔委員、
【事務局】小磯部長、梅澤次長、植地課長、諫山職員

4 会議の概要

【会長・副会長の選任】

平成22年7月1日に新たに委員を委嘱したため、各委員の紹介の後、会長、副会長を選任した。

【報告事項】

(1) かまくら人権施策推進指針重点施策の主な事業及び進捗状況について

《事務局から、資料をもとに説明を行った。次のような質疑応答が行われた。》

委 員：鎌倉市は住民票が残っていて、生死不明の方はいるか。

事務局：住民票の記載のある方の存在は確実に確認されている。戸籍の記載のみが残っている方はいた。これについては、法務局と相談の上、実際にいなければ、職権で削除する。

委 員：女性相談で受けたDV相談の延べ件数が、21年度35件、20年度48件となっている。数としては減っているが、これに対する見解はいかがか。どういう背景があると思うか。

事務局：件数については、受けた相談をDV、家族、離婚などと分類している。そのなかでDVとして分類されたものを計上している。数としては減っているが、同一の方の繰り返しの相談も1件ずつカウントされているため、単純に件数が減っているから相談者の人数も減っているとは捉えていない。夫婦間の暴力の問題だけにとどまらず、お子さんを抱えたご家族の中でのDVも増えていることから児童虐待の問題にもつながっている。厳しい社会情勢を受けて経済的困窮からDVを抱える家庭も増加している。問題についてはより深刻になっていると捉えている。

委 員：前年度は同一相談者が繰り返し相談したケースもあるということか。

事務局：それもあつ。シェルターに保護した件数は兩年とも2件となつており、背景は大きく変わつてはない。

会 長：この辺のシェルターはどこか。

事務局：横浜が中心で設置されている。市内にはない。問題の性質上、近くには保護しない。

委 員：DV法の一時保護の責務は県にある。県単位でシェルターを含めて行政手続きす

る。

委員：DV というのは DV だけでなく、雇用の問題や生活困窮の問題が根底にあり、DV だけでなく、児童虐待・高齢者虐待につながっている。根っこを追跡し、絡まった問題と考えると対処してほしい。

会長：市で相談を受け、シェルターに移送手続きをするなどの他に、実際に DV が起きた時は、市としてできることはどんなことがあるのか。

事務局：実際に起きた時は、避難させて、シェルターに入れ、その後どう自立させるかが課題である。例えば、生活保護受給の手続きをして家を借りる、さらに支援が必要であれば、母子生活支援施設入所などの措置を行う。そして、そこが終わりではなく、そこがスタートとなる。DV の状況に置かれてきた人は、DV の被害者はもちろんだが、加害者も何らかの問題を抱えている。現状では加害者への対応はできていないが、被害者に対しては DV の問題から回復させる作業に多くの時間やエネルギーが必要と考えており、市単独では限界がある。例えば、生活保護の受給手続きをすれば、転出先の市のケースワーカーにつないで、自立に向けて支援する。また DV 被害者である親御さん自身も不安定な状態であり、加害者と離れて暴力がなくなったとしても、一人で子どもを見きれいかどうかという課題を抱えている。そうなる子どもを支援する体制が必要であり、児童相談所や母子生活支援施設などのケースワーカーの支援を受け、自立につなげる。措置した後に、次の機関につなぐと市の手から離れてしまうが、きちんとつなげていかないと救済はできない。

委員：DV は根が深い問題である。本人が逃げると決断した後の手続きは DV 防止法があり、それに則り行政がしてくれる。もっと根が深いのは地域に暮らしていて DV 環境にありながら、いろんな理由があって逃げようとは考えていないケースである。そのような状況のなかで暮らしている人は想像するよりはるかに多い。そういう方をサポートするのも地域の仕事である。相談体制の充実と DV 被害者への対応は深く関連がある。先ほど繰り返し相談がある方ということがあったが、そういう方にどう対応するか、どういう視点で観るかが問題で、「また来たのね。」という対応だとその人は来なくなる。また、相談に来て、問題が解決できていないのに、再度相談に来たくても来づらいような環境だと自ずと相談件数は減っていく。

数の上ではたまたま減ったのかもしれないが、一般的に、権利意識や人権意識、また生活の質の向上や自分なりのライフスタイルなどを特に若い人は深く考えるようになってきた。そのような中で、相談件数が増えないということは、問題がまだ顕在化していない恐れがあるのではないかとということも考えてもらいたい。

事務局：相談をしてくるというだけで、相談者はかなりのエネルギーを使う。自分が DV 被害者だということを電話で相談して初めて気がついたという方も多い。肉体的な暴力があれば意識もできるが、精神的な暴力で追い詰められている方、経済的に追い詰められている方もいる。肉体的暴力を受けていても自分が悪いからだ

思わされる方もいる。相談員が、「あなたは被害者なのですよ。声を出して訴えていいのですよ。」と話して、初めて自分が悪かったわけじゃないのだと気づかれる方が増えている。相談窓口があることを広くお知らせし、どんなことでもまず電話して下さい、面接に来て下さい、という体制は作って行きたい。シェルターに入らないまでも市で相談していくうちに、ご本人がやる気を出してきて、こういうふうには解決できるのだと力を付けていける場面もかなりある。市の相談員が、まず聴き、共感して、力づけていく、という姿勢で行っている。

事務局：今、委員さんがおっしゃったように行政の仕事の評価は今まで件数で行っていたが、果たしてそれが正しいのかどうか、どういう形で評価していくのが良いかを検討していく必要があると考えている。

委員：精神障害の方についても同じような問題がある。精神障害者の方が家の中での生活を中心に長年暮らしている。父親が死に、50代60代の当事者が、母親との2人暮らしになって、母の介護が必要になった時に一種のDVになってしまう。そういう事例が何件か続いている。その当事者が若い時期からケースワーカーが訪問する、相談を受けるなど関わりをもち、なんらかの形で社会とつながっていたら、その当事者はもっと自立できて、DVは防げる。こういった例が増えているが、顕在化されていないし、ものすごく根が深い。今までは公の機関も医療機関も待っていて、来る人だけを対象にしていればよかったが、その少し前にやっておくことで、防げることはあると痛感している。

会長：そういう場合、市として何ができるか、どういう形で動けるかを見えるようにしていただくと、いろいろな所から情報が提供され、制度が活かされると思う。こういう窓口があるから来てくださいだけでは、そういう情報はなかなか吸い上げられない。市があり、県がありと組織が分かれているから、いろいろと難しい。

委員：相談を受けるときに相談してくる方が大切にするというか、深刻な問題ほど秘密がどのくらい守られるか、ということを重視する。もう一つは、この問題をここに相談したら、どういう解決手続きがあるのかというフローチャートのようなものがあり、その方に合っていると想像できると勇気を持って相談できる。相談した後どうなるのか、ということをお聴かれたときにある程度説明できるような体制がほしい。DVに限らず、相談者は大体4～10の問題を抱えながら、そのうちの一番困っている問題で相談に来ている。同時にあるいは優先順位をつけて解決しなければならない問題が複数あるのだから、その解決の手段や、この問題はここで引き受けますから安心して下さい、この問題は他の機関になります、というような、相談を受けてからの手続きがスッキリ見せてあげられるようなら、相談しやすいと思う。

会長：是非お願いします。そういったものを私は見たことがないが、是非作ってあげて、広く普及してほしい。窓口があるのも相談できるのもわかるが、じゃあどうなるかわかりにくい。DV被害者がシェルターに入れると言われても、家に家族がいたり、時には加害者との微妙な関係もあったりして簡単にはいかない。加害者を立ち

直らせないと根本的な解決にならない。以前 DV の加害者を集めて、更生プログラムを行おうとしたがうまく集まらなかった。何らかのインセンティブを与えないと参加してこない。刑事罰を受ける代わりに 3 ヶ月コースの研修を受けるといったような条件をつけて、顕在化させないと、また DV を繰り返すことになる。隠れた部分をどう掘り起こすかが、難しいと思う。相談に来る人はほんの一部で、本当に弱い人は隠れてしまう。DV 対策日本一と言えるよう、是非お願いします。

会 長：セクハラが 0 件というのは本当か。

事務局：はい。職員課からの報告件数を掲載してあるが、職員課まで至らず、各課で処理できたという件数はここに出てこない。

会 長：パワハラもセクハラに入っているのか。

事務局：どちらも職員課で人事担当者が受ける相談体制がある。また、これとは別に職員相談室というのがある。市が委託したカウンセラーが相談を受けるが、その相談件数も相談内容も発表していない。そちらで処理されているケースもあるかもしれないので、ゼロではないかもしれない。

委 員：セクハラとパワハラは心の自分の悩みというスタンスもあるが、去年から、職場で受けたセクハラ・パワハラ・いじめが原因で、体調を崩してうつ病等に罹患して出勤できなくなった場合に、因果関係が明白になれば、労災の対象となる。労災の対象として労働基準監督署も積極的に相談を受けるようになってきた。仕事上セクハラ・パワハラを受けた場合は、こういう対処ができるという情報提供をしてほしい。具合が悪くて休んだ場合に病休だと給料の 6 割保障、労災だと 8 割は保障される。何よりも本人の気持ち、心が弱いためにこうなると自分を責めなくて済み、良好な職場の労働環境を与える事ができなかった事業者側の問題であるという判断ができるという視点は大事である。

委 員：倫理的な話であるが、法律自体変わっていないが、例えば川口市は当事者団体の意見を受け入れて、障害の害の字を平仮名に変えている。鎌倉市ではそういう声は出ていないか。

事務局：課で直接そういう話は受けていない。障害者福祉計画等を作るときもこのことについて検討はしていないと思う。

委 員：一番大切なのは当事者の声なので、それがなければ、平仮名がいいかという議論もないかもしれない。

委 員：精神障害の方についても、特に声は出ていない。地域生活支援センターとして委託を受けているタイムからも、当事者からも、家族会からも、そういった声は特に出ていないと思う。

委 員：障害の害は人を害する『害』という字。これはいかがなものかという意見がある。「障がい」と平仮名にする、あるいは「障碍」を使うべきだという意見がある。ひとつの方向性は出ていないし、法律自体は「害」の字を使っている。基礎自治体の中には、当事者の声を聞いて敢えて、「障がい」と平仮名を使っている所がある。

うちの大学の施設でも、「障がい」と平仮名の「がい」を使っている。

事務局：幾つかの地方自治体では窓口のプレートを平仮名に直しているというのは聞いている。

委員：痴呆老人という言い方も、今は死語のようになり、認知症という言い方になったように、認識を改める事はやろうと思えばできることである。

委員：精神薄弱児という言い方が知的障害児になったのも当事者の家族会の働きかけである。考え方と実態をそろえなければ意味がないが、考え方を先行させていく、そのへんは行政のトップダウンでやってほしい。当事者の声を聞きながら、協議しながら、変えるなら変えてほしい。

委員：性同一性障害も障害なのかという当事者の声がある。

会長：当事者は障害と思っではない。大学生にもおり、対応が難しい。

委員：うちの大学でも本人との話し合いで呼び名を変えたり、誰でも入れる多用途トイレを作ったりといった対応をしている。

会長：最終的な手続きをして、戸籍を変えた人もいるが、彼はその時「自分はなぜ、性『障害』なのか。」と聞いてきた。当時なんて答えれば良いのかわからなかった。

(2) その他

今年度、現在まで行った人権関係の事業について事務局から報告する。

《質疑等はなし》

今後のスケジュールについて

《事務局から、今年度の予定はなし、緊急の場合は日程調整する旨の説明を行った。》

<閉会>